

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の設問に答えなさい。

〔事案〕

〔1〕あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）第1条は、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならないと規定する。

〔2〕法第2条1項は、上記各免許は、大学に入学することのできる者で、3年以上、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣等の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであって、厚生労働大臣の行う国家試験に合格した者に対して、同大臣が与えると規定する。

〔3〕法附則第19条は、当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣が、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設の生徒総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるとき、医道審議会の意見を聴いたうえで、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについて、法第2条1項の認定をしないことができると規定する（以下「本件規定」という。）。

〔4〕本件規定の制定目的については、あん摩業は、視覚障害がある者にとって古来最も適当な職業とされてきたところ、近時、それ以外の者のため、その職域を圧迫される傾向が著しい状況にあることから、あん摩マッサージ指圧師について視覚障害がある者を優先する措置を講ずるものである旨の説明がされた。視覚障害がある有職者の割合（就業率）は、2006年に21.4%であり、そのうち、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうに従事する者の割合は、同年に29.6%であった。2014年において、あん摩マッサージ指圧師の総数は11万3215人であり、このうち視覚障害がある者以外の者の割合は77.0%であった。あん摩マッサージ指圧師に係る学校及び養成施設の定員（1学年）は、2015年度に合計2706人であり、上記定員のうち視覚障害者以外の者の割合は、45.8%であった。

〔5〕 Xは、厚生労働大臣に対し、修業年限を4年、入学定員を30名とする視覚障害者以外の者を対象としたあん摩マッサージ指圧鍼灸師養成施設を新たに設置することを申請した（以下「本件申請」という。）。

〔6〕 厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため、認定すべきではないとの医道審議会の答申をうけ、Xに対し、本件申請については、本件規定により認定をしない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。Xは、本件処分の取消しを求める訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。

〔設問1〕 職業の自由の制限についての「積極目的規制」とはどのような規制かを説明した上で、積極目的規制について裁判所の違憲審査が緩やかなものとなる理由を述べなさい。

〔設問2〕 裁判所は、本件訴えについてどのような憲法上の判断を示すべきかについて具体的に論じなさい。

以 上